

(議決事項)

第 1192 回経営委員会議案
平成 2 5 年 6 月 2 5 日

平成 2 5 年度予算総則の適用について

平成 2 5 年度予算総則について、別紙のとおり適用することとし、定款
第 1 3 条第 1 項第 1 号ツの規定により議決を得たい。

(別紙)

24年度決算における後期繰越金の建設積立資産への繰入れ（第10条）

予算総則第10条を適用し、24年度決算における後期繰越金の増加額のうち事業収支（一般勘定）の改善額 19,563,480 千円を、老朽化が進む放送センターの建て替え等の財源に充てるため、建設積立資産へ繰り入れる。

（参考1） 予算総則第10条

前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を建設積立資産への繰入れ又は設備の新設、改善に充てることができる。

（参考2） 建設積立資産と財政安定のための繰越金の状況

(億円)

区 分	23年度末	24年度			25年度	
		建設積立資産繰入れ	収 支 等 改 善	年 度 末 残 高	予 算 総 則 第 10 条 の 適 用	6 月 末 残 高
建設積立資産	—	583	—	583	195	779
財政安定のための繰越金	1,441	△ 583	223	1,080	△ 195	885